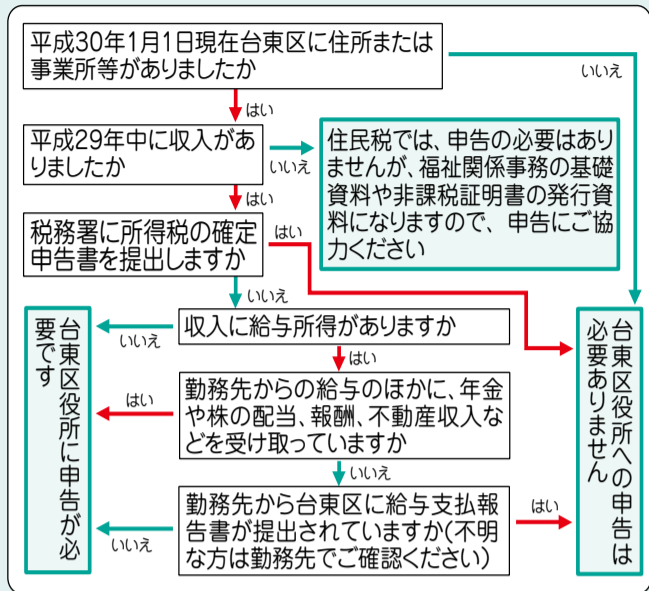


住民税(特別区民税・都民税)の申告は**3月15日(木)までに**

住民税は、税務署や区役所に提出された申告書等に基づいて課税します。申告書は2月上旬に郵送しますので、該当欄に記入し、提出してください。申告書の提出は郵送でも受け付けます。同封の返信用封筒をご利用ください。

問合せ 税務課課税係
☎(5246) 1103~5

申告が必要な方



申告書の受付

場所	区役所3階①~⑬番税務課課税係	区民事務所・同分室
期間	2月16日(金)~3月15日(木)	3月1日(木)~15日(木)
時間	午前8時30分~午後5時(税務課は、水曜日のみ午後7時まで受付)	
	土・日曜日は除く	

※区役所1階での臨時窓口の開設はありません。

申告に必要な物

- ①マイナンバーカードまたは通知カード(番号確認書類)と運転免許証等(身元確認書類)の提示または写しの添付
 - ②申告書
 - ③印鑑
 - ④平成29年中の収入等を証明する物(給与所得の方は源泉徴収票や給与証明書、事業所得や不動産所得などのある方は売上(収入)・仕入・経費などの明細が分かる物)
 - ⑤諸控除の支払証明書(源泉徴収票に記入してある物を除く国民健康保険料や介護保険料・国民年金保険料などの社会保険料の領収書・証明書、介護医療や個人年金を含む生命保険料の支払証明書、地震保険料の支払証明書)
 - ⑥医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(31年支払分まで領収書可)や保険で補てんされた金額が分かる物
- ※災害など雑損控除や寄附金控除のある方は、お問合せください。

確定申告書の「住民税の徴収方法の選択」欄の記入をお願いします

住民税を給与から差し引かれていて、勤務先からの給与以外に所得がある方は、確定申告書第二表の「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄に、必ずご記入ください。給与・公的年金等以外の所得に対する住民税を、合算して給与から差し引くことを希望する方は「給与から差し引き」に、給与から差し引く分とは別に個人で納付したい方は「自分で納付」に○をつけてください。

※公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要(選付を受ける場合は要提出)ですが、住民税の申告は必要です。

※地方税の臨時特例法により、2014~2023年度の10年間、住民税の均等割額は4,000円から5,000円になっています。増税分は区・都の防災のための財源となります。

住民税(特別区民税・都民税)の課税証明書は前年の所得を証明します

住民税は、前年の所得に対して課税されますので、30年度の課税証明書は、29年(1~12月)中の所得を証明します。30年度の課税証明書は、所得が給与と所得のみで勤務先の給与から住民税が引かれる方は5月中旬、その他の方は6月中旬です。

問合せ 税務課課税係 ☎(5246) 1101

所得税及び復興特別所得税の確定申告は**2月16日(金)から受け付けます**

— 確定申告はお早めに —

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは

毎年1月1日~12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続きです。

●**下記に該当する方は、確定申告の必要はありません(住民税の申告が必要な場合があります)** 対象 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方 ※源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける方は、平成27年分以後の所得について、確定申告の必要はありません。

確定申告書の作成・相談・提出 (申告書作成会場は浅草税務署にはありません)

●**東京上野税務署に確定申告書作成会場を開設します** (期間)2月16日(金)~3月15日(木) (時間)午前9時15分~午後5時(受付は午前8時30分から) (場所)東京上野税務署(池之端1-2-22) ※会場が混雑している場合、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時までににお越しください。混雑状況により、長時間お待ちいただく場合があります。

●**国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください**
画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成できます。また、作成した申告書等は印刷して郵送等で提出できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信することもできます。※e-Taxの利用には事前準備が必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください(「作成コーナー」で検索)。

▷**e-Tax等に関する問合せ** e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

●**東京国税局で申告書作成・相談・申告書用紙等の配布・受付を行います** (日程)2月18日(日)・25日(日) (時間)午前9時15分~午後4時(受付は8時30分から) (場所)東京国税局1階(中央区築地5-3-1)

●**浅草税務署管内の方の書類の送付先が変わりました** 浅草税務署管内の方が作成済の申告書・申請書・届出書等を郵送により提出する場合は、下記へ送付してください。 (送付先)〒110-8655 台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎税務署事務処理センター

●**税務署へ提出する申告書等には、マイナンバーの記載が必要です** 税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類

マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードをお持ちでない方	
	番号確認書類	身元確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)	通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書などのうち、いずれか1つ(マイナンバーの記載があるものに限る)	運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳などのうち、いずれか1つ

※郵送で提出する場合は、本人確認書類の写しを添付してください(マイナンバーカードは両面の写し)。
※ご自宅等からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

問合せ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 東京上野税務署 ☎(3821) 9001(代) 浅草税務署 ☎(3862) 7111(代)

松が谷福祉会館非常勤職員募集

職種	言語聴覚士※作業療法士※		障害者相談	障害者生活介護※	看護師	作業療法士	作業療法士
	幼児対象						
職務内容	発達障害児、肢体不自由児の言語または作業機能訓練・指導(集団・個別)・相談		心身障害者(児)の相談・計画作成	心身障害者の日中活動支援・日常生活介助	心身障害者の健康管理・介助	心身障害者の作業機能訓練・相談・指導	発達障害児、肢体不自由児の作業機能訓練・相談・指導
対象	心身共に健康で、各職種の資格をお持ちの方(実務経験があることが望ましい)		心身共に健康で、社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員の資格をお持ちの方・国または東京都のケアマネジメント従事者研修を受講し修了またはそれと同等と認められた方	心身共に健康で、大学・短期大学または専門学校で教育・心理または福祉を専攻し卒業した方・社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・看護師・准看護師・保育士・介護職員初任者研修修了者・ホームヘルパー2級以上・社会福祉主事の任用資格をお持ちの方	心身共に健康で、各職種の資格をお持ちの方(実務経験があることが望ましい)		
雇用期間	4月1日~31年3月31日(更新あり)						
勤務形態	月16日・午前8時30分~午後4時45分(休憩1時間含む)	月16日・午前9時~午後5時15分(休憩1時間含む) ※遅番あり	月20日・午前9時40分~午後3時40分 ※早番・遅番あり	月20日・午前9時40分~午後3時40分	年36回・午前10時~午後4時(休憩1時間含む)	年96回・午前9時15分~午後3時15分(休憩1時間含む)	
募集人数	若干名					1人	
給与	月額269,236円	月額226,100円	月額224,400円	月額252,000円	日額20,000円(時給4,000円×実働5時間)	日額20,000円(時給4,000円×実働5時間)	
申込方法	別途交通費(上限あり)						
勤務地	〒111-0036 台東区松が谷1-4-12 松が谷福祉会館 ☎(3842) 2671						

【家庭の省エネヒント】煮物をする時は、落としぶたをしましょう。落としぶたをしない場合と比べると、ガス使用量が削減し、節約につながります。味もよく染み込むのでお勧めです。(出典 東京都「家庭の省エネハンドブック」)〈台東区環境課☎5246-1281〉